

千葉県報

定例
平成23年2月22日

主要目次

- 千葉県ちば県民共生センター管理規則の一部を改正する規則
- 告示
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止
- 県営土地改良事業計画の変更
- 道路区域の変更(二件)
- 道路の供用開始
- 都市計画用途地域の変更
- 都市計画道路の変更
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧(二件)
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧
- 都市計画高度地区の関係図書の縦覧
- 都市計画道路の関係図書の縦覧(二件)
- 都市計画土地区画整理促進区域の関係図書の縦覧
- 都市計画土地区画整理事業の関係図書の縦覧

規 則

千葉県ちば県民共生センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年二月二十二日

千葉県規則第四号

千葉県ちば県民共生センター管理規則の一部を改正する規則

千葉県ちば県民共生センター管理規則(平成十八年千葉県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

第二条第一項を次のように改める。
ちば県民共生センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号。以下「祝日法」という。)に規定する休日にあつては、午前九時から午後五時までとする。
附 則
この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

千葉県告示第九十六号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄 治

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人 葵の森	訪問看護ステーション 葵の森	山武郡大網白里町南横川三、〇七八の二六	訪問看護	平成二十三年二月一日
介護の匠株式会社	いなせなデイサービス さつきが丘	千葉市花見川区さつきが丘二の九の三	通所介護	"
ライフ薬品株式会社	リハビリデイサービス nagami 天台店	千葉市稲毛区作草部町一、二五五の一	"	"
有限会社 ゴールドデンチャイールド	デイサービス 笑みつわ台	千葉市若葉区みつわ台四の一三の五	"	"
特定非営利活動法人 房総コアラ	特定非営利活動法人 房総コアラ	千葉市若葉区千城台東二の三九の一	訪問介護	"
社会福祉法人 希社会	ほのかヘルパーステーション	千葉市若葉区東寺山町二の六	"	"
株式会社 オルビス	グループプリビン	市川市曾谷五の七の一七	"	"
株式会社 恵恵	介護の家	船橋市海神四の通所介護	"	"

子の会	ンターリブデイ	花見川三の二九	護	年一月三十
社会福祉法人うぐいす会	稲毛グループホーム	千葉市稲毛区園生町一五三の一	護	〃
株式会社ウエンディー	デイサービス音楽の里	松戸市中金杉二の一五の一	介護予防通所介護	〃

千葉県告示第百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、八千代市及び印西市の一部を受益地域とする県営平戸二期地区土地改良事業(区画整理)計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この変更計画については、処分の取消しの訴えを提起できず、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定を経た場合に、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定により、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧期間

三 縦覧場所

千葉県告示第百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾地域整備センターにおいて、平成二十三年二月二十二日から三週間、縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

道路の種類	市川柏線	敷地の幅員及びその延長	敷地の幅員	延長
変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	変更の前後別	敷地の幅員	延長	延長
区間	前	六・二〇メートルから一三・一〇メートルまで	二六〇・〇〇メートル	
松戸市金ヶ作字横堀二二一	後	一〇・一五メートルから二四・五〇メートルまで	二六〇・〇〇メートル	
番二地先から番小作二二九番四九地先まで				

千葉県告示第百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び長生地地域整備センターにおいて、平成二十三年二月二十二日から三週間、縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 道路の種類

二 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間

変更の前後別

敷地の幅員

延長

摘要

茂原市上永吉字地境四六一番一地从先から

字一ノ関五一〇番一地从先まで

後

五・三〇メートルから一四・六〇メートルまで

五五・九〇メートル

一四・六〇メートル

六〇メートル

茂原市上永吉字一ノ関五一〇番一地从先から

後

七・〇〇メートルから一三・〇〇メートルまで

一九四・五〇メートル

七・〇〇メートルから一七・〇〇メートルまで

一五・四〇メートルから

茂原市上永吉 字腰越五八五 番二地先から 字大坪五九九 番三地先まで	後	七・八〇メートルから 一四・五〇メートルまで 一・二・〇〇メートルから 一九・九〇メートルまで	一八一・〇〇メート ル 一八一・〇〇メート ル	分をい う。Aのう ち七九・ 〇〇メー トル及び Bのうち 三四・九 〇メート ルは、県 道茂原大 多喜線と 重用とな る。
--	---	--	----------------------------------	--

千葉県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十三年二月二十二日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉地域整備センター市原整備事務所において、平成二十三年二月二十二日から三週間、縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
県道南総月出線	市原市山口字宮ノ脇二四〇番一地从先から養老字藪田五二五番一地从先まで

千葉県告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、木更津都市計画用途地域を次のとおり変更した。

平成二十三年二月二十二日

- 千葉県告示第七号
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画道路を次のとおり変更した。
- 平成二十三年二月二十二日
- 千葉県知事 鈴木 栄治
- 都市計画の種類及び名称
木更津都市計画用途地域
 - 都市計画を定める土地の区域
木更津市中島字山の台、字早稲田、字打越、字勇野及び字安戸並びに瓜倉字出戸、字三畝物、字下出来河原、字山王後、字安戸、字前井戸、字向野及び字八人物の全部の区域並びに中島字柳原、字下小餅、字原、字吉原、字出戸、字下野際及び字十六島、瓜倉字中宿、字田迎、字安戸台、字霞野、字鯨及び字上出来河原、畔戸字出来河原及び字内河原、牛込字塩場並びに中野字保ノ砂の各一部の区域

- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
- その届出及び添付書類は、平成二十三年二月二十二日から六月二十二日まで縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十三年二月二十二日から六月二十二日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
- 平成二十三年二月二十二日
- 千葉県知事 鈴木 栄治
- 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーマスタ我孫子湖北店

2 我孫子市中里三三五番一ほか

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社エコス 代表取締役 平邦雄

東京都昭島市中神町一、一六〇番地一

3 変更前の閉店時刻及び閉店時刻

閉店時刻は午前十時、閉店時刻は午後七時三十分

4 変更後の閉店時刻及び閉店時刻

閉店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分

5 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前十時から午後七時三十分まで

6 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

7 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後五時まで

8 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

9 変更年月日

平成二十三年三月二十日

二 届出年月日

平成二十三年二月七日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び我孫子市環境経済部商工観光課

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十三年二月二十二日木更津市の決定に係る木更津都市計画地区計画金田西地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十三年二月二十二日木更津市の変更に係る木更津都市計画地区計画金田東地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十三年千葉県告示第百六号に係る木更津都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十三年二月二十二日木更津市の変更に係る木更津都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十三年千葉県告示第百七号に係る袖ヶ浦都市計画道路の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十三年二月二十二日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画土地区画整理促進区域の関係図書の縦覧

平成二十三年二月二十二日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画袖ヶ浦海側土地区画整理促進区域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都

市整備課において縦覧に供する。
平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画土地区画整理事業の関係図書の縦覧

平成二十三年二月二十二日袖ヶ浦市の変更に係る袖ヶ浦都市計画袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備課において縦覧に供する。
平成二十三年二月二十二日

千葉県知事 鈴木 栄治

購読料 月決め 一部一箇月一、一〇〇円（送料を含む。）

本号 一部 八円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号
定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千 葉 県
〇四三（二二三）二一五二
〇四三（二二三）二六五八